

食安検発第0615001号
平成19年6月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部企画情報課
検疫所業務管理室長
(公印省略)

食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の
登録検査機関への委託の指示について（畜水産食品及び農産食品の残留農薬）

標記については、平成16年12月2日付け食安発第1202003号「食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託について」（以下「部長通知」という。）により通知したところです。

今般、平成19年3月30日付け食安検発第0330003号「平成19年度輸入食品等モニタリング計画の実施について」の記3（3）の別途指示するとしている畜水産食品及び農産食品の残留農薬の検査のうち両センターにおける検査実施が困難な項目に係る検査については、当該検査のうち試験に関する事務の一部について、部長通知の別添の1（2）に基づき、登録検査機関に委託することとしたので、下記に留意の上、その実施に当たられるようお願いします。

記

1. 登録検査機関に委託を行うための検査件数等については、当室より別途指示する。
2. 上記1. において検体数の割り振りがあつた検疫所においては、各本所単位で登録検査機関と委託契約を結ばれたい。
3. 部長通知の別添の3（1）に関連し、地方厚生局における適合命令等の発出及びその改善確認の状況については、別途情報提供する。